

一 般

保存期間	1 年
------	-----

風 発 第 1 9 号
令 和 7 年 1 月 7 日

各部長・参事官・所属長 殿

千葉県警察本部長

千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例等の解釈運用基準の作成について
千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例（令和6年千葉県条例第27号）等の解
釈及び運用の基準については、別紙のとおりとしたので、部内はもとより事業者にも周
知の上、遺漏のないようにされたい。

別 紙

千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例等の解釈運用基準

千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例（令和 6 年千葉県条例第 27 号。以下「条例」という。）、千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例施行規則（令和 6 年公安委員会規則第 6 号。以下「規則」という。）について必要な解釈及び運用の基準は、次のとおりとする。

目次

1	目的（条例第 1 条関係）	1
2	定義（条例第 2 条関係）	2
3	許可（条例第 3 条関係）	6
4	許可の基準（条例第 4 条関係）	7
5	許可の手続き（条例第 5 条関係）	9
6	許可の取消し（条例第 6 条関係）	10
7	廃業等の届出（条例第 8 条関係）	12
8	名義貸しの禁止（条例第 9 条関係）	12
9	行商人証の携帯等（条例第 10 条関係）	12
10	標識の掲示等（条例第 11 条関係）	13
11	確認等及び申告（条例第 12 条関係）	13
12	帳簿等への記載等（条例第 13 条関係）	16
13	帳簿等への保存等（条例第 14 条関係）	18
14	品触れ（条例第 15 条関係）	20
15	差止め（条例第 16 条関係）	21
16	報告徴収（条例第 17 条関係）	22
17	立入検査（条例第 18 条関係）	22
18	指示（第 19 条関係）	24
19	許可の取消し等（条例第 20 条関係）	24
20	聴聞の特例（条例第 21 条関係）	25
21	罰則（条例第 24 条から第 28 条関係）	25
22	施行期日（条例附則第 1 項関係）	26
23	経過措置（条例附則第 2 項関係）	26

1 目的（条例第 1 条関係）

- （1）条例は、金属類の盗難被害が多発かつ急増していることを踏まえ、不正に取得された特定金属類（盗難被害が多い太陽光発電設備のケーブルやグレーチング等）の再生資源としての流通を抑止し、もって特定金属類の盗難被害を抑制するため、特定金属類の売買等について許可制を導入するとともに、買受け時等の本人確認や

不正品の疑いがあるときの警察官への申告等を義務付けるものである。

(2)「売買等の防止」の意義

盗難に遭った特定金属類が売却や交換されることにより、転々と流通することを防止することをいう。売買等とは、売買、交換及び委託による所有権の移転を意味する。

(3)「窃盗その他の犯罪」の意義

窃盗のほか、特定金属類の被害に係る犯罪一般を指し、例えば強盗、恐喝、詐欺、横領などをいう。

(4)「被害の迅速な回復」の意義

被害の迅速な回復とは物の占有の回復をいう。

2 定義（条例第2条関係）

(1) 第1項（特定金属類）

ア 特定金属類の概要

特定金属類とは、金属製の物品であって、条例第2条第1項各号に定める物品から古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第1項に定める古物¹を除いたものであり、物品の状態で表現すれば、いわゆる一度も流通していない新品や廃製品がこれに当たる。そのため、条例第2条第1項各号に定める物品を営業の目的をもって売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換（以下「売買等」という。）する場合、必ず特定金属類又は古物のいずれかに該当することとなり、それぞれ符合する許可の取得が必要となる。

イ 第1号

(ア)「電線」の意義

電気伝導を目的とする一般的な「電線」を意味するものであり、導体（裸電線）、絶縁電線（導線を絶縁物で被覆したもの）、ケーブル（絶縁電線をさらに保護物で被覆したもの）の全てが含まれる。

なお、使用される金属の種類に制限はなく、一般的に用いられる銅やアルミの他、あらゆる金属を用いた電線が本号の電線に含まれる。

(イ)「製品の部品であって、当該製品から分離されていないものを除く」の意義

本号にいう電線には、上記の「電線」の意義に照らせば電気製品等の内部に使用される細い電線（一般に「リード線」などと呼称されるもの）や電気製品と一体となる電源コードが含まれることとなる。しかしながら、これらはあらゆる電気製品等に広く使用されているため、これらを含む全ての物品が本号に該当すれば規制が過剰になるとともに、これらを対象とした盗難被害の実態からも現段階における規制の必要性が乏しいことから「製品の部品であって、当

¹ 一度使用された物品（鑑賞的美術品及び商品券、乗車券、郵便切手その他政令で定めるこれらに類する証票その他の物を含み、大型機械類（船舶、航空機、工作機械その他これらに類する物をいう。）で政令で定めるものを除く。以下同じ。）若しくは使用されない物品で使用のために取引されたもの又はこれらの物品に幾分の手入れをしたものをいう（古物営業法第2条第1項）。

該製品から分離されていないものを除く」との除外規定により、これらを規制対象から除外することとした。

電線が主な部品となる「延長コード、充電コード」等の製品についても、上記の除外規定により本号には該当しないが、製品の一部となっていない単体のケーブル等について、中身となる導体を捉えた「ケーブルという製品の部品である。」との抗弁は許されず、あくまで、目の前の電線そのものについて「製品の部品であって、当該製品から分離されていない」に該当するか否かを判断することとなる。

ウ 第2号

いわゆる「グレーチング」を意味する。号の書き出しを「主として…」としたのは、「グレーチング」の使用用途として、屋内の床上配線の蓋として使用されるなど、排水施設の蓋以外の用途で用いられる場面も想定されるためである。

「その他の排水施設」には道路構造令（昭和45年政令第320号）において「排水施設」として定義される^{ろいすい}街渠、集水ますその他の適当な排水施設が含まれる。

「格子状その他これに類する形状」とは、グレーチングの形状を表すものであり、主たる形状としては格子状がその大半を占めるものの、一部横丸穴型等異なる形状のものが存在するため「その他類する形状」を付加した。

エ 第4号

主に建設工事の現場において使用される「敷鉄板」を意味する。号の書き出しを「主として…」としたのは、何も制限を設けなければ、条例において規制対象外とする細かなサイズのものが含まれて、規制の対象が広くなりすぎる懸念があるためである。

オ 第5号

主に建設工事の現場において使用される「足場板」を意味する。足場板には金属フックの無いもの（一般に「歩み板」などと呼称されるもの）とフックのあるもの（一般に「布板」などと呼称されるもの）があるが、そのいずれもが本号に該当する。

号の書き出しを「主として…」としたのは、本号に該当する物品を明確にするためである。

カ 第6号

（ア）「銅又は銅合金の板」の意義

銅及び銅合金についてはJIS規格のH3100：2018で定められたものを想定しており、例えば黄銅（真鍮）、青銅（りん青銅、すず青銅、アルミニウム青銅）がこれに該当する。

本号に該当する板とは、完全な水平を保っているものに限られず、幾分のゆがみ、折れ、欠損等があったとしても、板として判断できる限りこれに含まれる。

（イ）「建築材料」の意義

広く建築物の材料として使用されるものであり、盗難被害が多いものの中では寺社仏閣の屋根材がこれに当たる。

キ 第7号

施行期日（令和7年1月1日）時点では規則において規定する物品はないが、今後著しく盗難被害が増加したものについて規制の必要性を判断し、同規則で定めることを想定している。

ク 廃製品の判断基準

廃製品であるか否かの判断は、物品の状態が社会通念上本来の使用目的での使用ができなくなったものであるか否かであり、著しい損傷、変形又は腐食等により本来の使用目的で使用できないものは廃製品として特定金属類に該当することとなる。

〈廃製品となる場合の一例〉

（ア）第1号

- a 裸電線（被覆のないもの）
- b 本来の用途で使用出来ない状態に切断された電線で、幾分の手入れによる修復が困難であるもの
- c 被覆や導体に著しい割れ、折れ、摩耗及び腐食があるもので、幾分の手入れによる修復が困難であるもの

（イ）第2号、第3号、第4号、第5号、第6号

本来の使用目的で使用出来ない程度の割れ、反れ、折れ、曲がり、摩耗及び腐食があり、幾分の手入れ²による修復が困難であるもの

なお、これに該当せずとも、第6号に該当する寺社仏閣の屋根材等では、オーダーメイド品等で他の場所で再利用することが物理的に不可能な物品は廃製品として取り扱われる場合がある。

ケ 特定金属類の限界

特定金属類は、金属素材としてのリサイクル目的で破碎、切断、圧縮又は解体（以下「破碎等」という。）をされることがある。この場合、破碎等がどの程度まで進むと「特定金属類」でなくなるのかが問題となるが、「特定金属類」ではないと判断するためには、社会通念に従い、外形上条例第2条第1項各号の物品であった事実の判別が困難となる程度まで破碎等がなされることを要するものと解される。例えば、仮に特定金属類取扱業者に持ち込まれた特定金属類が複数の金属片に切断され、幾分の手入れによっても本来の用途で使用出来ない状態であったとしても、当該金属片を寄せ集めると外形上特定金属類であったことが判別できる場合は、条例の規制対象である「特定金属類」とみなすことができる。

（2）第2項（特定金属類取扱業）

² 物品の本来の性質、用途に変化を及ぼさない形で修理等を行うことをいう。例えば、絵画については表面を補修すること、刀については研ぎ直すことである（「古物営業法等の解釈運用基準について（通達）」令和6年警察庁丙生企発第272号）。

ア 「売買」の意義

特定金属類を売り買いすることであり、売り（売却）とは引き渡す特定金属類の対価として現金等を受け取る行為、買い（購入）とは受け取る特定金属類の対価として現金等を支払う行為を意味し、「購入→売却」の一連の行為が揃った場合だけでなく、営利の目的を有する行為である限り、単一の行為として購入又は売却が行われた場合も売買に当たる。

なお、物品とともに同物品の処理費用等の名目で対価を受け取る行為は売買には該当しない。

イ 「交換」の意義

特定金属類を交換により受け取り又は引き渡すことであり、特定金属類同士での交換の他、特定金属類と特定金属類以外の物品との交換も交換に当たる。

ウ 「委託」の意義

「委託」とは、人に頼まれて代わりにやることであり、ここでは、買受け委託（依頼を受けて特定金属類を購入する行為）、売却委託（依頼を受けて特定金属類を売却する行為）、交換委託（依頼を受けて特定金属類を交換する行為）のそれぞれが該当する。

エ 「営業」の意義

営利の目的を持って、特定金属類の売買等を継続的に反復して行うことをいう。1つ1つの行為について、現実には利益のあることを要せず、一連の行為を包括的に見て利益を上げることができるものであれば営業といえる。また、その行為が、その者の本業ではなく、副業や内職等の場合であっても営業と認められる。

オ 第1号

（ア）「売却すること」の意義

購入を伴わない売却を意味し、窃盗犯が売却を目的に盗難行為を行っている実態に鑑みれば、無償で提供される特定金属類に盗品が混入することは極めて少ないと判断できるため除外した。具体的な想定としては、廃品として回収した物の売却や特定金属類の製造メーカー等が考えられる。

（イ）「当該売却の相手方から買い受けること」の意義

いわゆる下取りや買い戻しを想定しており、具体的には特定金属類の製造メーカーによる買い戻しが考えられる。これは、自己が売却した品物を第三者を介在させずに下取り、買い戻すのであれば、盗品が入り込む余地はないためである。

（ウ）「のみ」の意義

売却すること又は当該売却の相手方から買い受けることのみを行う営業が除外の対象であり、当該業者が営業として、それら以外の取引を行う場合は本号の除外には該当しない。

カ 第2号

（ア）「製造後使用されたことのない特定金属類を売買し…」の意義

「製造後使用されたことのない特定金属類」とは主として新品を意味するものであり、新品の流通過程の中では、盗品の入り込む余地はないと判断できるた

め除外した。具体的には、新品のみを売買等する商社、卸売業者、小売店等の営業がこの号により除外される。

(イ)「前号に掲げる場合を除く」の意義

除外される事業者の営業が除外規定の複数名にまたがって該当する場合が想定されたため、第何号で除外されるかを明確にするための規定として定めたものである。

キ 第3号

自らの営業として、特定金属金属類を素材とした新たな商品を生み出す業を想定しており、具体的には廃材アートなどが考えられる。

自己使用目的で購入する場合、単に再生資源として転売する場合と比較して、盗品を自らの営業に使用することによる信用失墜から生じる営業利益損失等の観点から相手方の選定には慎重になることが予想されるため、条例が各種義務規定により特定金属類取扱業者に醸成を促す業の健全化が自ら果たされることが期待できるほか、転売や破碎等により直ちに盗品が滅失又は移転する可能性が少ないことから、規制の対象外とした。もっとも、自己使用目的であっても、再生資源化するために購入した場合には、素材としての価値にしか着目しておらず、他の自ら使用する場合と比べ、必ずしも相手方の選定に慎重になるとは言えないことに加え、破碎等が行われるおそれも高いことから括弧書きにより規制の対象とした。

なお、「前号に掲げる場合を除く」の意義については、前号の解釈として記載したとおりである。

(3) 第3項（特定金属類取扱業者）

第3条の許可を受けて特定金属類取扱業を営む者である。

(4) 第4項（盗品等）

盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物であり、刑法（明治40年法律第45号）第2編第36章から第39章までの犯罪の構成要件に該当する行為によって領得された物を指す。

3 許可（条例第3条関係）

(1)「特定金属類取扱業を営もうとする者」の意義

営利の目的を持って、特定金属類の売買等を継続的に反復して行おうとする個人又は法人となる。

(2) 許可が必要な行為

条例では、営利の目的を持って県内で特定金属類の売買等を行う場合に許可が必要となる。「県内で…売買等を行う」とは、売買等の契約内容に両当事者が合意し契約が成立した時点において、両当事者が県内に所在している場合を意味する。

起算点を物品の占有移転ではなくその前段となる契約の成立としたのは、契約が成立し所有権が移転すれば、実際の占有が移転せずとも窃盗犯による処分行為が完了し盗品等流通の危険性が生じたといえるためである。

「両当事者が県内に所在している場合」とは地理的条件であり、売買等の両当事

者が契約成立の時点において県内に所在していれば、当該契約は条例第2条第2項に定める特定金属類取扱業となり、本条の定める許可が必要な行為となる。

そのため、県外のみで営業所を構える事業者であっても、営業内容に出張買取等の行商行為により県内での売買等の契約成立が想定されるのであれば、同事業者は本条の許可を取得すべき対象となる。

この判断は非対面取引（電話やインターネットでの取引）の場合も同様であり、契約成立の時点において、遠隔に所在する両当事者のそれぞれが県内に所在するかどうかを基準に判断することとなる。よって、例えば県外の営業所からの電話連絡により、県内の客と契約を成立させた場合であれば、当該契約に係る取引は本条の定める許可が不要な行為となる。

（3）許可の単位

事業者ごとに1つの許可とする。

4 許可の基準（条例第4条関係）

（1）第1号

本号該当の有無については、原則として、規則第4条第3項第1号ウ及び第2号ウの市区町村の長の証明書による書面審査により判断すること。ただし、外国人については、当該市区町村長の証明書が交付されないため、当該書類を添付させることを要しない。

（2）第2号

ア 「禁錮以上の刑」の意義

元となる行為の罪種を問わず、禁錮刑及び懲役刑を意味する。

イ 「刑に処せられ」の意義

当該刑の宣告（略式命令により罰金刑に処せられた場合は、当該略式命令の告知）を受け、その刑が確定したものをいい、執行猶予付きの懲役刑もこれに含まれる。

刑の執行猶予の言い渡しを受けてその期間が経過した者又は大赦若しくは特赦を受けた者は、「刑に処せられ」た者には該当しない。

ウ 「その執行を終わり」の意義

その刑の執行を受け終わったという意味であり、仮釈放した者は仮釈放期間が終了したときに刑の執行を受け終わったこととなる。また、「執行を終わった日から起算して5年」は、受刑の最終日の翌日から起算する。

エ 「執行を受けることのなくなった」の意義

刑が確定した後、刑の執行を受けることなく一定期間を経過したため刑の時効が完成した場合、恩赦により刑の免除を受けた場合等をいう。刑の執行猶予期間が満了した場合や、大赦又は特赦の場合には、刑の言い渡し自体がその効力を失うことになるので、5年の経過を待つまでもなく資格を回復することになり、ここにいう「執行を受けることのなくなった」場合には該当しない。

オ 本号該当の有無については、申請者の本籍地の市区町村長に対する身上照会等により判断する。

(3) 第3号

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（千葉県暴力団排除条例（平成23年千葉県条例第4号）第2条第3号）であり、本号該当の有無については、暴力団対策主管課長への照会により判断する。

(4) 第4号

ア 「起算して」の意義

取消しの初日を算入するか否かの記載であり、起算する場合は初日が算入される。

取消しの日とは、処分を受ける者に交付される「許可取消処分通知書」の日付を基準とするものであり、同処分の日を含んだ5年間が欠格の期間となる。

イ 本号該当の有無については、最近5年間の略歴を記載した証明書（規則第4条第3項第1号ア）、前科照会及び部内資料により判断すること。

(5) 第5号

ア 本号は、前号の規定逃れを防止するための規定である。本号の定めがなければ、条例第20条による取消し処分が決定するまでの間に条例第8条に定める廃業届を提出し自ら廃業することで、取消処分の決定及び前号の欠格事由への該当を避けることが可能となるため、同行為を本号において欠格事由とすることで、廃業後の許可再取得による前号規定の潜脱を防止するものである。

イ 「相当な理由がある者を除く」の意義

同記載は、廃業届の提出をした者について、その提出理由に本号の欠格事由該当を免除すべき相当な理由がある場合の除外規定を定めたものである。

特定金属類取扱業の廃止について相当な理由があるか否かは、廃業届の提出が取消し逃れのための返納か否かの観点から判断するものとなる。

ウ 「提出の日から起算して5年」の意義

(ア)「提出の日」とは規則第7条第1項に定める廃業等届出書（別記第4号様式）を公安委員会に提出した日であり、同廃業届に記載される提出日が基準となる。

(イ)「起算して5年」とは、同提出の日を含む定めであり、同日を含んだ5年間が欠格の期間となる。

(6) 第7号

ア 「営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者」の意義

法定代理人（親権者又は後見人）から営業を許可された者以外の未成年者（民法（明治29年法律第89号）第6条）をいう。

本号への該当の有無については、住民票の写し（規則第4条第3項第1号ア）及び許可を受けていることを証する書面（規則第4条第3項第1号エ）により判断する。

イ 「法定代理人が法人である場合」の欠格該当性

法定代理人が法人の場合は、法人自体及び当該法人に係る役員（「役員」については下記第8号参照）のうち、そのいずれかが条例第4条第1号から第6号までに該当すれば本号の欠格に該当する。

(7) 第8号

「役員」とは、法人において、その業務の執行、業務の監査等の権限を有する者をいい、株式会社の取締役及び監査役、指名委員会等設置会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第12号）の執行役、持分会社の業務を執行する社員、一般社団法人及び一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号）並びに公益社団法人及び公益財団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1号及び第2号）の理事及び監事等をいう。

(8) 第9号

いわゆる「フロント企業」を意味する。本号該当の有無については、暴力団対策主管課長への照会により判断する。

5 許可の手続き（条例第5条関係）

(1) 第1号

ア 「氏名」、「名称」、「代表者の氏名」の意義

「氏名」は個人で許可を受けようとする者の氏名、「名称」は法人として許可を受けようとする者の法人名や屋号、「代表者の氏名」は許可を受けようとする法人の代表者の氏名を意味し、具体的には、申請時の添付書類として提出を受ける「住民票の写し」（規則第4条第3項第1号ア）に記載される氏名、「登記事項証明書」（規則第4条第3項第2号ア）に記載される法人名及び法人代表者の氏名が記載されることとなる。

イ 「住所」又は「居所」の意義

「住所」は生活の本拠を、「居所」はその場所への関連の程度が住所ほど接着したものではないが、時間的にある程度の継続性を持つ居住の場所を意味する。具体的には、申請時の添付書類として提出を受ける「住民票の写し」（規則第4条第3項第1号ア）に記載される住所、実際の居所となる場所の所在地及び名称等（例：〇〇方、〇〇ホテル）又は「登記事項証明書」（規則第4条第3項第2号ア）に記載される法人の所在地が記載されることとなる。

(2) 第2号

ア 「営業所」の意義

営業所とは、許可を受けようとする者が特定金属類取扱業を営む上で拠点となる場所を意味する。「拠点となる場所」とは、例えば対面取引や行商を行うヤード、電話やインターネット等による非対面取引を行う事務所であり、特定金属類取扱業の拠点である限り県外に所在する場所も含まれる。また、個人が自宅を拠点として営業する場合の住所や居所、住所不定の者が行商を行う場合の営業に使用する車両やリヤカーの駐車場所や保管場所もそれぞれ営業所と解される。

なお、単なる保管場所はここに言う営業所には含まれないが、直接売買等を行わない保管場所としての機能を主とする場所であっても、納品に伴う帳簿若しくはこれに準ずる書類（以下「帳簿等」という。）の記載又は電磁的方法による記録（条例第13条）を行うなど、条例が定める義務履行の一端を担う場所であれ

ば、同所は「拠点となる場所」に相当するため営業所に含まれる。

イ 「営業所の名称」の意義

実際の営業所に掲げられている名称等、許可を求める者が必要性に応じて定める名称であり、前号で記載を求める氏名又は名称とは必ずしも一致しない。

営業所が複数ある場合、営業所ごとに名称を変える必要はないが、記載漏れ等の誤解が生じないように単に「営業所」と記載させるなど、何らかの記載を求めるものとする。

ウ 「営業所なし」としないための留意点

条例では営業所の有無を欠格事項とはしていないことから、「営業所なし」として許可申請書が提出される場合も想定されるところ、その場合は上記営業所の解釈について説明を尽くし、可能な限り営業所を特定するよう許可を受けようとする者に対する指導を徹底すること。

(3) 第3号

ア 「行商」の意義

特定金属類取扱業者が営業所以外の場所で行う特定金属類の売買等であり、典型例としては、

① 相手方を求めて軽トラック等で巡回する営業

② 相手方の要望に応じて解体現場等の営業所外で取引を行う出張買取が想定される。

イ 「行商をしようとする者である」の意義

営業形態の全部又は一部が「行商」に該当する営業を営む者である。

(4) 第5号

ア 「主たる営業所」の意義（規則第4条第4項第1号）

条例では、各営業所に管理者を置くことを求めないことに鑑み、各種義務規定に係る連絡調整先として主たる営業所の記載を求めるものとする。

イ 「県内において行商をしようとする区域のうち、主な区域」の意義（規則第4条第4項第2号）本号の定めにより届け出た区域以外での行商を禁ずる趣旨ではなく、あくまで主な行商の区域を行政側が把握するためのものであり、事業者の行商区域を何ら制限するものではない。

6 許可の取消し（条例第6条関係）

(1) 第1項

ア 「第3条の許可を受けた者」の意義

書き出しを条例第2条第3項に定める「特定金属類取扱業者」とせず、「第3条の許可を受けた者」としたのは、本条において許可を取り消すべき対象は現に営業を開始している者に限る訳ではなく、第3条による許可を受けた者全てを含むことを意味する。

イ 第1号

「偽りその他不正の手段」の意義

他人になりすましたり、申請書や添付書類に虚偽の記載をすることなどをいい、

こうした手段により許可を受けたことをいう。

ウ 第2号

許可後に条例第4条各号に定める欠格事由に該当していることが判明した場合を意味する。

エ 第3号

(ア)「許可を受けてから6月以内に営業を開始せず」の意義

許可取得から6か月以上一切の営業が営まれていないことを意味し、基準となる「許可を受けた日」とは、公安委員会が発行する「許可通知書」に記載される許可年月日となる。

(イ)「引き続き6月以上」の意義

6か月の継続した期間に一切の営業が行われないことを意味し、途中1日でも営業が行われていれば本規定には該当しないこととなる。

(ウ)「営業を休止」の意義

営業の再開が見込めないような場合をいう。

(エ)「現に営業を営んでいない」の意義

単に特定金属類の取引実績がないことをいうのではなく、営業の目的をもって反復継続的に行われる行為の全てが一切行われない状態をいう。

(2) 第2項

ア 趣旨

本項は、許可を受けた者の所在又は当該許可に係る営業所の所在地が確知できなくなった場合の許可の簡易取消しについて定めたものであり、業の実態把握の観点からいわゆる「死に許可」を放置することなく適正に処理するためのものである。

イ 「確知できない」の意義

特定金属類取扱業者に対して本項に規定する取消しの手続を開始するに当たり、

- ・特定金属類取扱業者等（法人の場合は役員。以下同じ。）の住所や営業所等の関係場所への現地確認
- ・許可申請時に届け出た電話番号への電話連絡
- ・簡易書留等の追跡調査が可能な郵便の発出

をそれぞれ実施するなど所要の措置を実施しても、特定金属類取扱業者等の所在や営業所所在地を確知できないことを意味する。

ウ 「その役員の所在」の意義

法人の役員全員の所在が確知できないことを意味する。

(3) 第3項

千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）では、第3章（不利益処分）において、許認可等を取り消す不利益処分を行おうとするときは「聴聞」を実施することを定めているが、第2項に定める簡易取消では、この規定によらず取消しが可能であることを定めている。

7 廃業等の届出（条例第8条関係）

（1）「失効の時期」について

各事業者の廃業の事実については、本条が定める廃業等届出書の提出により行政側が把握するものであるが、同把握の日と実際の許可の効力が失効する時期とは必ずしも一致しない。

各号の事由が生じた場合に実際の許可の効力が失効する時期は、第1号から第4号については、死亡や法人の消滅等により許可の主体が消滅した時であり、第5号については、自己申告となる廃業等届出書の提出をした時となる。

たとえ、廃業等届出書を提出していなくとも、効力が失効した許可を用いて営業を行うことは許されず、同行為は条例第24条第1号が定める無許可営業に該当し得るものとなる。

（2）第2号

「法人を代表する役員であった者」の意義

第5条において申請書に記載を求める「法人にあっては、その代表者の氏名」よりも広い意味であり、合併により消滅した法人の全ての役員に等しく本号の提出義務がかかることを意味する。

なお、役員の内、1人が義務を果たせば他の者に対する義務も解除される。

（3）第4号

株主総会の決議等による解散を意味する。

（4）第5号

第3条の許可を受けた個人又は法人が特定金属類取扱業を自らの判断で廃止した場合を意味する。

8 名義貸しの禁止（条例第9条関係）

公安委員会の許可を得た者が、自ら特定金属類取扱業を営まず、単に表面的に自己が営業する者であるように装って、実質は他の者にその計算において営業を営ませ、自らはその営業の主体とならない、いわゆる名義貸し又は名板貸しをすることを禁じたものである。

9 行商人証の携帯等（条例第10条関係）

（1）第1項、第2項

ア 行商人証の作成

規則第8条に定める別記第5号様式に倣って、特定金属類取扱業者が自ら作成することとなる。

イ 「携帯」の意義

相手方や警察官の求めに応じ、直ちに提示することができる状態を意味する。

（2）第3項

義務となるのは、相手方から提示を求められた場合のみであるが、正当な権限を有する者による取引であること示すことが取引の安定化につながることから、提示を求められていない場合であっても、積極的に提示することが望ましい。

1 0 標識の掲示等（条例第 1 1 条関係）

（1）第 1 項

ア 「県内に所在する営業所」の意義

標識の掲示は、営業所における取引の際に、違法行為に及ぶ取引の相手方による換金処分への萎縮効果を期待するものである。条例では取引に係る意思の合意が行われた際に、両当事者が県内に所在する場合を規制の対象としており、県外に所在する営業所が特定金属類取扱業の合意の場合となる場合には条例の規制は及ばないことを踏まえると、同所に標識の掲示を義務づけることは、効果が生じない不要な規制となるため対象外としている。

イ 「公衆の見やすい場所」の意義

営業所の入口等、通常街路等を通行する一般公衆において、社会通念上見やすいと認められる場所を意味する。

（2）第 2 項

ア 「事業の規模が著しく小さい場合その他の公安委員会規則で定める場合」の意義

規則第 1 1 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に定める「常時使用する従業者の数が 5 人以下である場合」及び「特定金属類取扱業者が管理するウェブサイトを有していない場合」を意味する。

イ 「電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）」の意義

いわゆる、ウェブサイトを意味する。

1 1 確認等及び申告（条例第 1 2 条関係）

本条は、特定金属類取扱業者が特定金属類を売買等する場合の相手方の本人情報を確認する義務及び不正品の疑いがある場合の警察官に対する申告義務について規定するものである。

特定金属類取扱業者が、盗品等に対して慎重な態度で臨み、少しでも不正品の疑いがある場合はこれを受け取らず、不正品の疑いがあるものについて積極的に警察官に申告させることで窃盗犯等が盗品等を処分しづらい状況を生み出し、金属盗難等の不正行為自体の発生を抑止すると共に、特定金属類取扱業の適正な運用を図るものである。

（1）第 1 項

ア 「…ようとするとき」の意義

いつの段階で確認を実施すべきかを示す規定であり、相手方から売買等に係る申し出を受けてから、当該契約が成立するまでの期間を意味する。また、本項の規定は、確認を実施すべき期間内に、売買等の申し出を受けた物品の中に特定金属類が含まれているか否かを判別することを当然に求める趣旨であり、他の物品と混じり合った「雑品」の状態で持ち込まれた場合であっても、相手方からの聴取や入念な確認作業による判別を徹底し、安易に特定金属類は混じっていないと

判断したことによる確認の未実施が生じることがないように指導を徹底するものとする。

イ 「真偽を確認」の意義

確認の目的は、取引の相手方に自身は何者であることを明らかにさせることにより、盗品等の売買等を防止することであり、他者へのなりすましや虚偽の申告による売買等を防止するため、相手方の申告内容が真正なものであることを身分証明書等の物的資料や相手方の言語態度等から見極めることを意味する。

ウ 第1号

(ア) 趣旨

規則第12条第1項に定める身分証明書等による確認又は相手方以外の者で相手方の身元を確かめるに足りるものへの問い合わせにより、相手方の身分を確認する方法となる。

なお、確認に使用した身分証明書等は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に則した取扱いに留意しつつ、相手方の同意を得た上で可能な限り写しを作成するなどの措置をとり、条例第13条の定めにより記載する帳簿等と一対となる番号を付すなど、いずれの売買等に係る写し等であるかを分かるようにして保存することが望ましい。

(イ) 「職業の確認」の意義

相手方からの自己申告とともに、可能な限り名刺や社員証等により確認を行う。

確認すべき内容は、単に「会社員」、「建設業」等に留めず、具体的な会社名、支店名等を確認し、個人の特定に資する情報の把握に努めること。

エ 第2号

(ア) 趣旨

相手方からの自己申告により、その住所、氏名、職業及び年齢を確認する方法であり、過去に取引歴のある者との取引について、取引の迅速化を図ることを目的とした規定となる。本規定はあくまで取引の迅速化を目的としたリピーターへの対応を想定したものであり、対応する特定金属類取扱業者や使用人その他の従業者（以下「代理人等」という。）が、売買等の相手方をリピーターと確信できる場合のみに用いることを想定している。

なお、規則第12条第2項に「特定金属類取扱業者は、当該署名がされた文書に記載された住所、氏名、職業又は年齢が真正なものでない疑いがあると認めるときは、前項に規定するところによりその住所、氏名、職業又は年齢を確認するようにしなければならない。」旨規定されているとおり、相手方が本号の規定により交付した署名文書の記載内容に疑義がある場合は、前号の規定に基づき、確実に身分証明書等の提示を受けるなどして確認を行うよう指導する必要がある。

(イ) 「文書の交付」の意義

文書の様式に特段の制限はなく、白紙に必要事項が記載されたものの交付を

受ける、事業者側の帳簿等に必要事項を記載させる、必要事項が印刷された取引伝票に署名させる等の方法がこれに当たる。

(2) 第2項

ア 第1号

「対価の総額」の意義

一度の取引で事業者側が相手方に支払う対価の総額であり、一度の取引で複数の物品を取り扱った場合、個別の対価が1万円未満であったとしても、対価の総額が1万円を超える取引であれば、本号が定める除外事由には該当しない。

なお、対価の総額が1万円を超える取引について、恣意的に取引を分割し、1万円を超えない除外規定に該当する取引を装うことは、条例第25条第2号が規制する帳簿等の記載義務違反に抵触するおそれがある。

イ 第2号

「当該売却の相手方から買い受ける」の意義

「買い受ける物品が自己が売却した物品であること」かつ「買受けを行う相手方が当該売却の相手方であること」の両方が明らかな場合である。

(3) 第3項

ア 趣旨

本項の義務は、条例第15条第3項に定める「品触れに係る届出義務」に類似する義務規定であるが、「品触れに係る届出義務」が千葉県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）による品触れの発出が前提であるのに対し、本項の申告義務は、被害品の通知等がなされていない特定金属類に対し、社会通念上の判断や事業者の主観、直感により不正品の疑いがあると認めた場合の申告義務であり、より事業者の主体性が強い義務規定となる。

イ 「…ようにする場合」の意義

いつの段階で認知した不正品の疑いに申告義務が生じるかを示す規定であり、第1項の「…ようにするとき」の場合と同様に、相手方から売買等に係る申し出を受けてから、当該契約が成立するまでの期間を意味する。また、本項の規定は、義務が生じる期間内に、売買等に係る特定金属類に不正品の疑いがあるか否かを見極めることを当然に含む趣旨であることから、「…ようにする場合」に認知した不正品の疑いを直ちに申告することが、盗品等の発見に向けた最良の時期であることへの理解を求め、見極めの安易な先送りや未実施が生じることがないように指導を徹底すること。また、不正品の疑いについては、多くの場合持ち込まれた特定金属類の出所について積極的に取引の相手方に質問し、丁寧な確認を行うことにより初めて浮上するものと考えられることから、特定金属類取扱業者に対して、この点について理解を求めていくことも重要である。

ウ 「不正品の疑い」の意義

(ア) 「不正品」

犯罪構成要件に該当する行為によって領得された物であり、「盗品等」、すなわち刑法上の財産犯の被害に遭った物よりも広い概念である。

特定金属類取扱業者にとっては、持ち込まれた特定金属類が何らかの犯罪によって領得された物であるとの疑念を持って、具体的な罪名について確証が得られないことが一般的であるので、特定金属類取扱業者による申告義務の対象を「盗品等」ではなく「不正品」としたものである。

(イ)「疑い」

必ずしも特定金属類自体の形状、特徴等から導き出されたものに限られるわけではなく、売買等の相手方の言語、動作の不自然さ等からその特定金属類について不正品の疑いが認められる場合も含まれる。

(ウ) 着眼点

不正品か否かの判断に当たっては、取引相手に対する着眼点と物に対する着眼点の2つの観点があり、これらを総合的に勘案し、個別の状況に即して判断するものとする。

a 人に対する着眼点

- ・落ち着きがなく、会話の内容が曖昧であった。
- ・手配被疑者・車両が立ち回ってきた。
- ・遠隔地から来た。

b 物に対する着眼点

- ・同種のものを何度も持ってきた。
- ・一度に大量の物を持ってきた。
- ・新品又は、新型の物を持ってきた。
- ・製造番号等が消されていたり、剥がされたりしていた。
- ・品触れその他警察から手配されている物を持ってきた。

エ 「直ちに」の意義

認知した不正品の疑いを実際に申告するまでの許容時間を示す規定であるところ、個別具体的な状況を勘案する必要がある、一律に具体的な時間を定めることは困難であるが、「直ちに」とは、「一切の遅延が許されないもの」と解されることから、条例においても同解釈に基づく対応を求めるものである。

オ 「警察官にその旨を申告」の意義

「警察官」とは千葉県警察の警察官、「申告」とは一定の事項を明らかにして申し出ることを意味する。実際の運用では、110番通報による申告や不正品の疑いを認知した営業所の所在地の所轄警察署又は千葉県警察本部への電話連絡による申告を想定している。

12 帳簿等への記載等（条例第13条関係）

(1) 趣旨

本条は、事業者が特定金属類の売買等を行った際の、帳簿等への記載又は電磁的方法による記録（以下「記載等」という。）の義務を定めるものである。

特定金属類取扱業の公正を期するためには、前条の規定による確認とともにその結果を明瞭に記録しておくことが望ましく、確認義務を担保するため帳簿等への記載を特定金属類取扱業者に義務付ける必要がある。

(2) 「受け取ったとき」の意義

いつの段階で記載等を行うべき義務が生じるかを示す規定であり、売買等の契約が成立し、当該取引に係る特定金属類の占有が移転した時を意味する。

(3) 「その都度」の意義

売買等に係る契約が成立し、特定金属類の占有が移転した時から、実際に記載等を行うまでの猶予期間を示す規定であり、「その都度」は、「そのたびごとに」の意味と解する。「そのたびごとに」とは、各取引終了ごとの記載等を基本とするが、受け取り後から極めて短時間での記載等を求める概念ではなく、記載等を後回しにして数日分をまとめて記載等することは許されないが、営業所外で受け取りをした際に、営業所に戻ってから記載等をする場合など、業務上合理的な理由による遅延は許容される。

(4) 「電磁的方法により記録」の意義

パソコン等やオンライン上にデータとして保存される記録を意味する。

(5) 第1号

「取引の年月日」の意義

帳簿等に記載すべき特定金属類を実際に受け取った日を意味し、非対面取引の場合においては、契約成立の日とは必ずしも一致しないこととなる。これは、帳簿等の記載には特徴など、現物を確認しなければ記載が困難な項目が含まれるため、売買等の契約成立の日ではなく、実際に受け取った日としている。

なお、規則第14条第2項第1号及び同条第3項に定める「取引の順」とは、本号の取引の年月日の順と解する。

(6) 第2号

ア 「品目」の意義

取引する特定金属類の名称として、電線、グレーチング等と記載する。一度の取引で特定金属類に該当する品目が複数含まれていた場合は、記載の行を分ける等の措置によりそれぞれ品目を記載し、それぞれの品目について条例第13条各号に定める記載すべき事項を記載する。

なお、一度の取引の記載が複数の行となった場合、一度の取引の範囲を括弧書きで括る等の措置により、一度の取引の範囲がどこまでであるかを明らかにするものとする。

イ 「数量」の意義

品目に記載した物品の個数や本数を基本とするが、多量であるなど個数や本数での確認が困難な場合は重量を記載することも許される。

(7) 第3号

各品目のうち主なものに関する特徴であり、シリアル番号や刻印、印刷された文字等の他、大きさや長さ、形状、破損の状態等がこれに当たる。

(8) 第4号

条例第12条第1項の定めにより確認した、売買等の相手方の住所、氏名、職業及び年齢を意味する。非対面取引の場合、売買等の契約の相手方と実際の受け渡し

を行う相手方が別人である場合も想定されるが、記載すべき住所、氏名、職業及び年齢は、売買等の契約の相手方のものとなる。

(9) 第5号

条例第12条第1項の定めにより実施した身分確認をどのような方法で実施したかを意味するものであり、帳簿等には実際の確認方法を簡潔に記載することとなる。

(10) 雑品の場合の処理

特定金属類が含まれる限り、帳簿に記載すべき事項は、特定できる範囲で具体的に記載する必要があるが、特定金属類とそれ以外を選別して記載することが難しい場合は、品目欄を「電線を含む雑品」、「グレーチングを含む金属屑」といった包括的な記載とすることも許容される。

なお、この包括的な記載は、義務である帳簿等の記載方法について、業者側に無理を強いないための特例的な措置であり、たとえ雑品等と特定金属類が一緒に持ち込まれた場合でも、簡易な仕分けで本来の記載ができる場合に特例措置を利用した包括的な記載をすることは許されない。

(11) 留意点

本条の定めにより作成する帳簿等又は電磁的方法による記録は、他法令の定めにより作成するものと、同一なものとして作成することは許されず、必ず独立したものとして作成しなければならない。

13 帳簿等への保存等（条例第14条関係）

(1) 第1項

ア 趣旨

本項は、条例第13条の定めにより記載等した帳簿等の備え付け義務及び電磁的方法による記録の保存義務について規定したものである。

取引記録は、取引の公正、犯罪の予防のために重要な役割を果たし、適正な営業と有効な取締りを行うためのものであるから、当該記録を作成した日から3年間の備え付け等を義務づける。

イ 「最終の記載をした日」の意義

帳簿等使用の最終日（特定金属類の受入れに関して帳簿等の最終の記載をした日）をいい、帳簿等の記載は、記載事由の発生した都度行わなければならないので、少なくともその日の分についてはその日のうちに記載するのが原則であるが、何らかの理由で記載すべき日と実際に記載した日が異なる場合には、記載すべき日を基準として保存期間を算定することとなる。

ウ 「から3年間」の意義

前条の定めにより記載する「取引の年月日」を含まず、その翌日から3年間の保存義務が生じることを意味する。

エ 「帳簿等の備え付け」の意義

本条において備え付けるべき帳簿等は、前条の規定により所定の記載事項を記載した帳簿等であるから、売買等を行うことがない営業所に帳簿等を備え付けて

おく必要はない。

オ 「営業所において直ちに書面に表示することができるようにして保存」の意義

取引の記録を電磁的方法による記録により管理する場合、各営業所において帳簿等の紙媒体として備え付ける必要はなく、本社等いずれかの場所に保存する記録を条例第18条に定める立入り時に警察職員の求めに応じて必要な部分を書面に表示することで、備え付けに相当する義務が果たされることとなる。

ここにいう、「書面に表示」とは、プリンター等で紙媒体に印刷することを意味し、パソコン画面等に表示するだけでは本項の義務を果たしたことにはならない。

そのため、過去3年以内に特定金属類の取引が行われ、表示義務が生じる取引記録を有する営業所については、必ず印刷に必要な機器を営業所に備え付けておく必要がある。

カ 「直ちに」の意義

電磁的方法による記録を書面に表示するまでの許容時間を示す記載であり、具体的にはプリンター等で紙媒体に印刷するまでに要する時間となる。印刷の枚数やプリンター等の性能等により必要となる時間は異なることが想定されるため一律に具体的な時間を定めることは困難であるが、「直ちに」とは、「一切の遅延が許されないもの」と解されていることから、条例においても同解釈に基づく対応を求めるものである。

(2) 第2項

ア 「毀損し、若しくは亡失し、又はこれらが滅失」の意義

条例第14条第1項の定めにより備え付け等の義務を負う帳簿等又は警察職員の求めに応じて書面に表示等の義務を負う電磁的方法による記録について、その記載内容等の確認ができない状態となり、提示等の義務に応じられなくなった場合を意味する。

「毀損」とは、破損、汚染その他理由が何であるかを問わず、記録の目的を達することができないような状態になった場合をいい、インク等により帳簿等記載内容の確認が不能になった場合や強力な磁気等により電磁的方法による記録が読み取れなくなった場合をいう。

「亡失」とは、そのものの物理的存在を見失った場合をいい、そのもの自体を紛失した場合や、保管場所を失念した場合をいう。

「滅失」とは、裁断や焼却によりそのもの自体が滅んで無くなることをいう。

イ 「直ちに」の意義

毀損、亡失又は滅失（以下「毀損等」という。）の事実を事業者が認知してから、公安委員会に届け出るまでの許容時間を示す記載であり、具体的には、規則に定める経路すべき警察署にその事実が伝わるまでの時間となる。事業者によって業の形態が様々であるため、一律に具体的な時間を定めることは困難であるが、「直ちに」とは、「一切の遅延が許されないもの」と解されることから、条例においても同解釈に基づく対応を求めるものである。

1 4 品触れ（条例第 1 5 条関係）

（1）第 1 項

ア 趣旨

いわゆる被害品の通知であり、盗難等された特定金属類について通知を行い、通知に係る特定金属類に関する届出を求めることで、早期の被害回復と、捜査の便宜となることを目的としたものである。

イ 「千葉県警察本部長又は警察署長」の意義

品触れを発することができる主体として千葉県警察本部長又は警察署長を定めたものであり、警察署長とは千葉県警察に属する警察署長を意味する。

（2）第 2 項

ア 「到達の日付を記載」の意義

（ア）「到達の日付」

品触れを実際に事業者が受け取った日であり、この日付が 6 か月間の保存義務の起算点となる。品触れを受け取る者は特定金属類取扱業者に限られず、その代理人等でも可能である。

（イ）「記載」

事業者が品触れを書面で受け取った場合、当該書面の受取の日付を自ら記入することである。記載の義務は品触れを書面で受け取った場合に限られ、情報通信の技術を活用する方法による品触れについては、到達の日付を記載する義務は定められていない。

イ 「その日から 6 月間」の意義

保存義務の期間に関する定めであり、品触れを受け取った日の翌日から 6 か月間が保存義務が生じる期間となる。

ウ 「保存」の意義

保存とは、受け取った品触れをファイルに綴じるなどの措置により毀損等を防止し、受取後 6 か月間、次項の申告義務に対応すべく、いつでも確認出来る状態に保つことを意味する。

エ 「電子情報処理組織」の意義

いわゆる電子メールを意味する。

（3）第 3 項

ア 「品触れを受けた日にその特定金属類を所持していたとき」の意義

品触れを受け取った際に品触れに係る特定金属類を所持していた場合の申告義務を定める規定であり、品触れを受け取った時点において、品触れに該当する物品を所持しているか否かの確認を求める趣旨である。

「所持」とは、営業所内に保管している場合など、自己の支配し得べき状態に置いていることである。

イ 「前項の期間内に品触れに相当する特定金属類を受け取ったとき」の意義

品触れの保存義務期間中における申告義務についての規定であり、同期間中は受け取る特定金属類に対する注意責任が生じることとなる。

なお、「相当する」とは類似品を意味し、品触れと完全に合致していなくても、広く通報を求める意図を含んでいる。

ウ 「直ちに」の意義

品触れに係る特定金属類を所持していた場合等における届出までの許容時間を示す記載である。管理する営業所が複数ある場合等、個別具体的な状況に即してそれらを勘案する必要がある、一律に具体的な時間を定めることは困難であるが、「直ちに」とは、「一切の遅延が許されないもの」と解されていることから、条例においても同解釈に基づく対応を求めるものである。

エ 「警察官に届出」の意義

ここにいう「警察官」とは、千葉県警察の警察官を意味し、実際の運用では、110番通報による届出や、品触れの発出者である警察署長が監督する警察署又は千葉県警本部への電話連絡による届出を想定している。

(4) 第4項

本項は、いわゆる電子メールを活用した品触れの受け取りの時期に関する特例規定を定めている。千葉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年千葉県条例第102号）第4条第3項では「第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。」とし、受取の時期をファイルへの記録がされた時としているが、条例ではこの規定を適用しないことを定めている。

15 差止め（条例第16条関係）

(1) 趣旨

本条は、特定金属類取扱業者が所持する特定金属類に盗品等が含まれていると疑うに足りる相当な理由がある場合、警察本部長等が当該物品について保管を命ずることができる「差止め」について定めたものである。

行政的な調査の目的から、特定金属類取扱業者に対し、特定の物品について取引又は処分を差し止め、事後の措置を待たせるために当該物品の保管を命ずるものであり、行政上の調査の目的のためにのみ認められる措置であるから、当該物品の所有権・占有権に何ら変動を生じさせるものではなく、また、犯罪捜査の必要のために物品の占有を移転する差押え行為とも異なるものである。

(2) 「疑うに足りる相当な理由がある場合」の意義

社会通念上、盗品等であると疑う根拠が客観的に見て合理的に存在することをいう。その存否は個々の事案ごとに警察本部長等において判断することとなるが、①財産犯の被害が発生しており、②その被害品と売買等に係る特定金属類の同一性が合理的に推認される場合には、当該「相当な理由」があると認められるのが通常である。

(3) 「警察本部長等」の意義

差止めを行うことができる主体を意味する。

(4) 「30日以内の期間を定めて」の意義

1週間や10日など30日以内の一定の日数をあらかじめ定めて、という意味である。

その期間は、調査に必要な最小限の日数を定めるべきであって、不必要に長い日数を定めて特定金属類取扱業者の権利を侵害することのないよう注意しなければならない。この点、期間の更新は許されるが、更新しても通じて30日を超えることは許されないものと解される。

(5)「保管」の意義

差止めを受けた特定金属類を自己の管理下において、その毀損等を防止することをいう。差止めを受けた特定金属類は売却や破砕等の処分行為が禁止されるとともに、他の物品と混合しないよう、分離させるなどの方法により、識別性を確保することが求められる。

1.6 報告徴収（条例第17条関係）

(1) 趣旨

本条は、条例の施行に必要な限度において、警察本部長等が盗品等に関して必要な報告を求めることができる「報告徴収」について定めたものである。

本条の目的は、徴収する報告を通じて、条例の適正な施行に必要な行政監督上の必要な措置を講じることにある。

(2)「警察本部長等」の意義

報告徴収を行うことができる主体を意味する。

(3)「条例の施行に必要な限度」の意義

条例の施行に必要があると認めるときをいう。

なお、報告徴収は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項に基づく照会とは別個のものであるので、犯罪捜査について必要な事項の報告を求める場合には、同項に基づく照会によること。

(4)「盗品等に関し」の意義

個別の盗品等に関するものに限らず、盗品等の売買防止について執っている措置等も含む。

1.7 立入検査（条例第18条関係）

(1) 第1項

ア 趣旨

本項は、警察職員が特定金属類取扱業者の営業所等において特定金属類及び帳簿等の検査又は関係者への質問ができる「立入検査」について定めたものである。

特定金属類取引市場に盗品等が流入していないかどうかを見極めるとともに、特定金属類取扱業者の実態を把握し、帳簿等への記載等の様々な義務が遵守されているかどうかを調査することが目的である。

本項では、特定金属類取扱業者に対し立入検査を受け入れることは義務付けられていないが、本項違反については古物営業法と同様に罰則で担保される。

イ 「警察職員」の意義

警察法（昭和29年法律第162号）第55条の定めにより都道府県警察に置

かれる「警察官その他所要の職員」であり、警察官の他、警察行政職員及び会計年度任用職員が含まれる。

ウ 「条例の施行に必要な限度」の意義

条例の施行に必要ながあると認めるときをいう。

エ 「営業時間内に限り」の意義

立入りが可能な時間帯に関する定めであり、事業者が一般に向けて表示している営業時間のほか、仕分けや清掃等の作業であっても、それが特定金属類取扱業に関連するものとして行われる作業であればこれに当たる。

オ 「特定金属類取扱業者の営業所又は特定金属類の保管場所」の意義

立入り可能な場所であり、保管場所とは現に特定金属類の置いてある全ての場所を意味する。

カ 「特定金属類及び帳簿等」の意義

立入り時に検査することが出来る対象物に関する定めであり、営業所内において管理される特定金属類及び条例第14条の定めにより備付け等されている帳簿等及び電磁的方法による記録を検査することができる。

キ 「関係者に質問」の意義

関係者への質問に関する定めであり、立入りに付随する行為として、各種義務の履行に関し、目視や検査で確認がとれない部分や疑義が生じる部分について、関係者に質問することが出来る。

ク 「関係者」の意義

特定金属類取扱業に関係する者であり、特定金属類取扱業者及びその代理人等がこれに当たる。

ケ 県外に所在する営業所への立入りについて

条例では、契約締結時に売買当事者の双方が県内に所在すれば規制の対象となるため、県外に営業所を持つ業者も規制の対象となり得る。他方、県外に対する立入検査の実施については、その必要性について警察組織全体で慎重な判断を行う必要がある。

コ 留意事項

(ア) 捜査活動との分離

立入検査は、犯罪捜査のために認められたものではない。したがって、関係者への言動には十分注意するとともに、犯罪事実を認めた場合であっても、立入りに係る報告書等をそのまま捜査報告書等とするようなことのないようにすること。

(イ) 立会い

立入検査は、営業所等の責任者又はこれに代わるべき者の立会いを得て行うこと。

(2) 第2項

ア 証票貸与の範囲

証票は、条例の許可、届出に係る事務を担当する警察職員に限らず、管内に所

在する特定金属類取扱業者の監督に必要となる範囲の警察職員に貸与すること。
イ 「関係者に提示しなければならない」の意義

関係者からの請求の有無にかかわらず、必ずあらかじめ提示しなければならないことを意味する。

18 指示（第19条関係）

（1）本条は、公安委員会が特定金属類取扱業者に対して、その業務の適正な実施を確保するために必要な措置をとるよう指示をすることができる処分について定めたものである。

本条の指示に従わなかった場合に罰則は設けられていないが、次条による処分（許可の取消し又は営業停止）を受ける可能性がある。

（2）指示の必要性

本条の指示は、特定金属類取扱業者に対し、その営業を継続しながら必要な是正、改善措置をとらせることにより、違反状態を解消し、又は違反の原因となった事由を除去して、特定金属類取扱業者の業務の適正化を図ろうとするものである。

（3）「その特定金属類取扱業に関し」の意義

「特定金属類取扱業者及びその代理人等が行う特定金属類取扱業に関連して」、という意味である。

（4）「盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害されるおそれ」の意義

対象となる違反行為を放置することが、条例の目的である盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見を阻害するおそれが認められることを意味し、同阻害性の有無の判断については、別に定める「処分基準」に基づき判断することとなる。

（5）「期限を定めて」の意義

指示の履行に期限を付すことができることを定める規定であり、1週間や1か月など違反行為の是正やその原因となった事由の除去に必要と認める期限を定めて指示をすることができる。

（6）「必要な措置をとるべきことを指示することができる」の意義

指示は、条例及び規則に違反する事実があった場合において、その違反状態を是正するために行うものであり、この目的を超えて、特定金属類取扱業者に過大な負担を課すものであってはならない。また、指示の内容は、当該違反状態の解消のための措置、将来の違反の防止のための措置等を具体的に示すものでなければならない。

19 許可の取消し等（条例第20条関係）

（1）趣旨

本条は、特定金属類取扱業者が条例の規定に違反し、条例の目的である盗難被害等に遭った特定金属類の流通の防止と速やかな発見が「著しく」阻害されるおそれがあると認められる場合に公安委員会が命ずることができる、許可の取消し又は営業停止の処分について定めたものである。

（2）処分の必要性

特定金属類取扱業者が条例の規定に違反した状態が継続していれば、条例の

目的達成は困難であることから、当該特定金属類取扱業者の業務が是正され、違反又は不当な事態が発生しない状態になったと認められるまで営業させない措置を講じる必要がある。

(3) 「著しく阻害」の意義

前条が定める「阻害」よりも厳しいという意味合いであるが、これは違反行為が繰り返される蓋然性が高いことを意味しており、そのような蓋然性があるか否かは、違反行為の重大性、悪質性、継続性、過去の違反行為等を総合考慮し、別に定める「処分基準」に基づき判断することとなる。

(4) 「この条例に基づく処分」の意義

前条の指示及び本条が定める営業停止を意味する。

(5) 「期間を定めて」の意義

営業停止の期間であり、違反内容や著しく阻害される程度に基づき、別に定める「処分基準」により判断することとなる。

(6) 「全部若しくは一部の停止」の意義

営業を停止する範囲に関する定めであり、違反行為に係る特定金属類取扱業者が営む全ての営業所に対して営業停止命令を発する場合と、一部の営業所の営業停止によりその目的が達成出来る場合に限った一部の停止が想定されている。

20 聴聞の特例（条例第21条関係）

(1) 第1項

本項は、条例第20条に定める許可の取消し及び営業停止のいずれの命令を発する場合でも相手方に対する聴聞の実施が必要である旨を定めている。

千葉県行政手続条例第13条第1項第1号では、聴聞の手続を執る場合として「許認可等を取り消す不利益処分を行おうとするとき」と定め、営業停止を対象外としていることから本条の見出しを「特例」としている。

(2) 第2項

本項は前項の定めにより聴聞を行う場合の相手方への通知及び実施日時及び場所に関する公示の必要性について定めている。

通知は千葉県行政手続条例第15条第1項の規定に従い書面で行うこととし、同書面に記載すべき内容は同項各号に定めるとおりとなる。

公示の定めは次項により聴聞を公開とすることとする定めに付随するものであり、その方法は千葉県報に登載することにより行うものとする。

(3) 第3項

本項は第1項の定めにより行う聴聞を公開とすることを定めている。聴聞は千葉県行政手続条例第20条第6項が「行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない」と定め原則非公開としているが、本項では、処分に付される特定金属類取扱業者の利益を保護し、行政処分が公正かつ適切に行われることを担保するという狙いから公開することとしている。

21 罰則（条例第24条から第28条関係）

別表のとおりとする。

2 2 施行期日（条例附則第 1 項関係）

本条は、公布の日から周知期間を設けたうえで、令和 7 月 1 月 1 日から施行することを定めたものである。

2 3 経過措置（条例附則第 2 項関係）

条例の施行の際、現に特定金属類取扱業を営んでいる者（既存事業者）に対しては、条例の各規定の適用に当たり必要な期間として、許可の取得等を令和 7 年 6 月 3 0 日までは猶予する旨を定めたものである。

別表

番号	罰則条項	罰則	条項	違反行為
1	条例第24条第1号	1年以下の懲役 又は 100万円以下罰金	条例第3条	無許可営業
2	条例第24条第2号		条例第3条	不正手段により許可を受ける行為
3	条例第24条第3号		条例第9条	名義貸し
4	条例第24条第4号		条例第20条	営業停止等命令違反
5	条例第25条第1号	6月以下の懲役 又は 30万以下罰金	条例第12条第1項	確認等義務違反
6	条例第25条第1号		条例第14条第1項	帳簿等備付け義務違反
7	条例第25条第1号		条例第15条第3項	品触れ相当品届出義務違反
8	条例第25条第2号		条例第13条	帳簿等記載等義務違反
9	条例第25条第3号		条例第14条第2項	帳簿等毀損等届出義務違反
10	条例第25条第4号		条例第15条第2項	品触書保存等義務違反
11	条例第25条第5号		条例第16条	差止め命令違反
12	条例第26条	20万円以下の罰金	条例第5条	許可申請書等虚偽記載
13	条例第27条第1号	10万円以下の罰金	条例第7条第1項、第2項	変更届出義務違反
14	条例第27条第2号		条例第8条	廃業等届出義務違反
15	条例第27条第3号		条例第10条第1項、第2項	行商人証携帯義務違反
16	条例第27条第3号		条例第11条	標識掲示等義務違反
17	条例第27条第4号		条例第17条	報告義務違反
18	条例第27条第5号		条例第18条第1項	立入り等の拒否等
19	条例第28条	両罰規定		
20			条例第10条第3項	行商人証提示義務違反
21			条例第12条第3項	不正品申告義務違反
22			条例第19条	指示処分違反
23			規則第10条	行商人証、標識に係る他事記載の禁止
24			規則第14条第3項	帳簿等記載書類の取引順編てつ